

総行選第71号

平成27年9月4日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

第189回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（平成27年法律第60号。以下「改正法」という。）は、平成27年8月5日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が、平成27年政令第317号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令の改正は、改正法の一部の施行に伴い、参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等に係る規定の整備等を行うことを目的として行われ、改正令は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成27年9月5日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項にご留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法のうち参議院合同選挙区選挙管理委員会の組織に関する規定以外の規定は、改正法の公布の日から起算して3箇月を経過した日（平成27年11月5日）から施行することとされており、これに伴う公職選挙法施行令の改正については、後日別途行い、通知する予定です。

記

第1 参議院合同選挙区選挙管理委員会に関する事項

- 1 改正法による改正後の公職選挙法第5条の6第8項に規定する合同選挙区都道府県が出資している法人で政令で定めるものは、合同選挙区都道府県が出資している額の合計額が資本金、基本金その他これらに準ずるものの総額の2分の1以上である法人とされたこと（新令第1条関係）。
- 2 参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会とみなして適用する地方自治法、地方公務員法及び地方自治法施行令の規定が定められたこと（新令第1条の2第1項関係）。
- 3 その他所要の規定の整備が行われたこと。

第2 施行期日に関する事項

この政令は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成27年9月5日）から施行するものとされたこと（附則第1項関係）。